

入 札 公 告

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理 事 長 秀 道 広

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

広島市立広島市民病院微生物分類同定分析装置の購入及び保守点検業務（かし担保期間を除く 4 年間の保守点検業務） 1 式

(2) 調達件名の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限等

ア 契約期間

契約締結日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

イ 機器納入期限

令和 8 年 3 月 3 1 日

ウ 保守点検業務履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(4) 納入場所

仕様書による。

(5) 入札方式

価格交渉落札方式一般競争入札

※ 価格交渉落札方式とは、価格交渉の相手方を選定するため、一般競争入札を実施し、開札後に価格交渉を行い、予定価格の範囲内で最も有利な価格を申し出た者を契約の相手方とする方式である。

(6) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札で行う。

イ 入札書には、入札金額（全体価格）並びに入札金額の内訳である機器購入費（微生物分類同定分析装置の購入価格をいう。以下同じ。）及び機器保守費（保守点検業務に係る価格をいう。以下同じ。）の総価を記載すること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札金額内訳書

機器保守費の算定根拠となった入札金額内訳書（保守点検業務）を作成し、入札書と同時に提出すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）の規定による清算の開始、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の

申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。

(2) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格「令和5・6・7」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「03-01 医療用機械器具」及び契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-08 機械器具（建物付属設備、機械設備を除く。）の保守点検」のいずれにも登録されている者であること。なお、当該競争入札参加資格を有しないもので、本件入札に参加を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて病院機構本部事務局契約課へ提出すること。

(3) 本市の区域内に本店、支店、営業所等を有する者であること。

(4) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構の競争入札参加資格若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 次に掲げる書類を提出期限までに提出し、参加資格を確認された者であること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 出荷確約書

ウ 医療機器の修理業の許可または、医療機器製造販売業の許可

(6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(7) 病院機構の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)のトップページ上の「入札・契約情報」→「入札見積情報」→「物品一覧」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により交付する。

ア 交付期間

公告日から令和7年10月16日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

〒730-8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話 082-569-7836 (直通)

電子メール: hirokikou-honbu@hcho.jp

(2) 入札書、仕様書等の交付方法

病院機構のホームページ（前記(1)に記載のとおり。）からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア、イにより交付する。

(3) 契約条項、仕様書等に関する問合せ先

ア 入札、契約に関することは、前記(1)イに同じ。

イ 仕様書等に関することは、以下のとおり。

〒730-8518

広島市中区基町7番33号

広島市立広島市民病院事務室

電話 082-221-2291 (代表)

電子メール: hiroshin-hosp@hcho.jp

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに前記2(6)に掲げる事項について証明する書類を、次により提出しなければならない。

なお、病院機構から当該書類に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

ア 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 提出期限

令和7年10月16日（木）午後5時まで

ウ 提出場所

前記(1)イに同じ。

(5) 入札書等の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 提出期限

令和7年10月21日（火）午後5時まで

ウ 提出場所

前記(1)イに同じ。

(6) 入札回数

ア 入札は1回とする。

イ 開札後、価格交渉を行う。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年10月22日（水） 午前9時21分

イ 場所

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課入札室

(8) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時まで前記(1)イの契約課へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

4 価格交渉に関する事項

(1) 価格交渉の相手方の選定

前記3(7)の開札を行った結果、形式上の不備のない有効な入札をした入札参加者のうち、入札金額の低い3者を上限として選定し、交渉権者とする。

(2) 価格交渉の基準額

前記(1)により選定した交渉権者の入札金額のうち、最も低い入札金額を価格交渉の基準額として設定する。

(3) 価格交渉の方法

前記(1)で選定した交渉権者のうち、最も高い入札金額を提示した交渉権者から交渉順位を付し、順次、価格交渉を行う。ただし、価格交渉の回数は、交渉権者1者当たり1回とする。なお、入札金額が同額の交渉権者が2者以上あるときは、当該交渉権者にくじを引かせて交渉順位を定める。

(4) 価格交渉の期間

交渉権者1者当りの価格交渉の期間は、価格交渉提示書の提出を求めた日の翌日から3日間（土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。）とする。

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

前記4の価格交渉の結果、入札書に記載された入札金額（全体価格）及び機器購入価格及び機器保守費のすべてが予定価格の制限の範囲内で、かつ最も低い金額を提示した交渉権者の提示金額が予定価格の範囲内の場合は、当該交渉権者を落札者として決定する。

(2) 落札決定に当たっては、前記(1)により決定した落札者の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の中止

入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止する。

(3) 入札の無効

次にいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者のした入札。

ウ 入札金額内訳書（保守点検業務）の提出がない入札、入札書と入札金額内訳書（保守点検業務）の価格が一致しない入札、又は入札金額内訳書（保守点検業務）の合計価格が入札金額の内訳と不整合な入札

エ 入札金額を訂正した入札。

オ 入札書、入札金額内訳書に記名押印がない入札。

カ 入札書、入札金額内訳書の記入文字が明確でない入札。

キ 指定した入札書等を用いない入札

ク 同一の入札参加者若しくは代理人（復代理人を含む。）から2通以上の入札書が提出された入札

ケ 病院機構の規定に基づき入札書を受領した場合で、資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 契約金額

落札者の金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。（消費税等の税率の引上げに伴い、新しい税率が適用される場合については、契約締結後、後日、税率の引上げに伴う変更契約を締結する。）

(5) 契約保証金

契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、病院機構の契約規程第28条第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件（医療機器の購入と保守契約を同時に締結したもの）に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(6) 契約書の作成

ア 落札者は、病院機構と契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アによる契約書の取り交わしをしないときは、落札決定を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、損害賠償金として契約予定金額の100分の5に相当する額を病院機構に支払わなければならない。

ウ 契約書は2通作成し、病院機構及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書の様式は交付する。

オ 本契約は、病院機構が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

(7) 特約事項

必要な特約事項については、病院機構の契約書等に明示するが、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わない。